
川口市都市公園

(青木町公園ほか 16 公園)

指定管理者募集要項

目 次

指定管理者の募集について.....	3
1 募集の概要.....	3
(1) 対象施設	
(2) 指定期間	
(3) 指定管理者の募集及び選定	
2 目的及び管理業務.....	4
3 指定管理者が行う業務の概要等について.....	4
4 運営管理経費.....	5
5 募集に関する事項.....	5
(1) 募集要項の配布	
(2) 募集要項等に関する質問及び回答	
(3) 募集から業務開始までのスケジュール	
(4) 申請書の提出について	
6 申し込み及び問い合わせ先.....	6
7 応募者の資格.....	7
8 申請書類等関係書類について.....	7
(1) 申請書類	
(2) 申請書類の規格	
9 応募における留意事項.....	8

1 0	指定管理者の選定方法について……………	9
	(1) 指定管理者選定方針	
	(2) 指定管理者候補者の選定方法	
	(3) 決定通知の方法及び公表	
1 1	選定の基準と審査項目について……………	9
	(1) 選定基準	
	(2) 審査項目	
1 2	指定管理者に係る手続等について……………	10
	(1) 仮協定の締結について	
	(2) 協定の締結	
	(3) 事務の引継ぎ	
	(4) 協定の締結	
1 3	その他……………	11

指定管理者の募集について

川口市都市公園の管理運営を行う指定管理者を下記の要領で募集します。

1 募集の概要

(1) 対象施設

川口市都市公園 17 公園

	公園名	所在地	面積
1	青木町公園	川口市西青木 4 丁目 8 番	101,072 m ² (うち 34,811 m ²)
2	中青木公園	川口市中青木 3 丁目 10 番	10,443 m ²
3	荒川運動公園	川口市荒川町地内	352,076 m ² (うち 40,000 m ²)
4	川口自然公園	川口市大字差間字沼内 1355	32,542 m ²
5	川口西公園	川口市川口 3 丁目 1 番	30,039 m ²
6	戸塚中台公園	川口市戸塚 3 丁目 16 番	32,684 m ² (うち 31,388 m ²)
7	ゴリラ公園	川口市大字芝 4341 番	14,234 m ²
8	並木元町公園	川口市並木元町 1 番 1	11,062 m ²
9	並木元町北公園	川口市並木元町 1 番 16	443 m ²
10	並木元町中公園	川口市並木元町 1 番 18	1,000 m ²
11	並木元町南公園	川口市並木元町 1 番 22	754 m ²
12	戸塚下台公園	川口市大字戸塚南 4 丁目 9 番	17,500 m ²
13	新郷東部公園	川口市大字新堀 573-1	91,087 m ²
14	前田東公園	川口市南鳩ヶ谷 4 丁目 24 番 1	9,859 m ²
15	上新田公園	川口市八幡木 3 丁目 17 番 1	7,834 m ²
16	朝日中央公園	川口市朝日 1 丁目 3 番	9,339 m ²
17	北原台公園	川口市北原台 3 丁目 23 番	13,444 m ²

※施設の概要については、別紙 1 をご確認ください。

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年間)

(3) 指定管理者の募集及び選定

指定管理者の募集及び選定は、「川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき公募を行い、「川口市指定管理者候補者選定及び評価会議設置要綱」において設置さ

れる「建設部指定管理者候補者選定専門委員会」（以下「専門委員会」という。）において、書類審査及びヒアリング等による審査を実施し、（１）対象施設を最も効果的、効率的に管理することができると思われるものを応募者の中から選定します。

選定後、指定管理者の指定は、川口市議会の議決を経て、指定管理者として市長が指定します。ただし、川口市議会の議決が得られない場合は、指定管理者として指定することはできません。

2 目的及び管理業務

公園の利用管理及び運営業務は、公園が持つ様々な機能を十分に発揮させ、市民が公園を活用しやすいようサービスを向上させることを目的とします。

指定管理者においては、公園が市民の利便性を高めるサービス施設であることを自覚し、安全と安心を提供するとともに、市民と接するときは、市民満足度向上のため、誠意をもって対応を図ることとします。

3 指定管理者が行う業務の概要等について

指定管理者は公園利用者が安全・安心・快適かつ楽しく公園を利用できるよう施設は常に適正な状態に維持すること。

（１）施設維持管理

公園利用者が、安全かつ快適に利用できるよう、常に各施設を巡視し、破損箇所の小規模な修繕及び交換、補充を適切に行うこと。

（２）樹木、植物等の管理

樹木、植物等の特性にあった年間作業計画を作成し、常に良好な状態を維持すること。また、植栽地の管理にあたっては、公園利用者の安全を確保し、病虫害防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意し最も適切な時期や方法を選び管理するものとする。

（３）園地広場等

園地広場における各施設については次の業務を行うこと。

- ① 日常的に園地及び施設の巡視点検、ゴミ拾い等の清掃を行うこと。
- ② 落葉時期は、施設周辺の状況も確認し日常的に清掃を行うこと。
- ③ 電気機械施設等の巡視点検を行い、故障等が発生している場合、早急に処理すること。

ただし、その故障等が著しい場合、処理について川口市に協議すること。

（４）用地の保全維持

公園外周の境界や不法占用の有無等の状況を把握し、異常があった場合は、その都度川口市に報告すること。

(5) 公園トイレ

公園トイレについては、日常的に点検及び便器等の衛生機器の清掃を行うこと。トイレの維持管理については、常に衛生的に保つ必要があることから日常的に施設の洗浄清掃を行うこと。

(6) ゴミの分別処分

清掃等により発生したゴミについては、分別収集を行い処分すること。

(7) 施設における小破修繕

通常の施設の維持管理に伴う遊具の部品交換、塗装、漏水、ガラス破損、機器調整等の管理施設の簡易な修繕を行うこと。ただし1件について50万円以上(消費税含む)のものについては、指定管理者の管理に不備がある場合を除き原則市が行うものとする。

(8) 責任分担について

川口市と指定管理者の責任分担については、別紙2を基本とし、指定管理者選定後協議の上、定めるものとする。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

適格請求書発行事業者として登録を受け、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の交付・保存を適切に対応するものとする。

(10) 上記に掲げるもののほか、仕様書に定める事項に関すること

4 運営管理経費

川口市都市公園の管理運営に要する経費として、選考された指定管理者と協議の上、290,392,000円（年額・税込）を上限に支払います。指定期間の5年間は同額といたします。ただし、消費税等の変更や経済社会環境の大きな変動等があった際は、その都度協議するものとします。

5 募集に関する事項

(1) 募集要項の配布

令和7年6月16日から公園課及び市ホームページで配布します。

(2) 募集要項等に関する質問及び回答

令和7年7月18日～7月25日の間募集要項等に関する質問を受け付けます。質問書を川口市建設部公園課までE-mailにて送信ください。いただいた質問への回答は、市ホームページにて掲載します。

(3) 募集から業務開始までのスケジュール

1	募集要項等の配布	令和7年 6月16日(月) ～7月16日(水)
2	募集要項等に関する質問の受付	令和7年 7月18日(金) ～7月25日(金)
3	募集要項等に関する質問の回答	令和7年 7月30日(水)
4	指定申請書、提案書の提出	令和7年 7月30日(水) ～8月5日(火)
5	専門委員会による審査（プレゼンテーション）	令和7年 8月中旬
6	審査結果通知	令和7年 8月下旬
7	選定会議による審査	令和7年10月27日（月）
8	選定結果の通知	令和7年11月
9	仮協定の締結	令和7年11月
10	指定管理者の議決	令和7年12月
11	指定管理者の指定・協定の締結	令和8年 1月
12	指定管理業務開始	令和8年 4月 1日

(4) 申請書の提出について

令和7年8月5日（火）までに、申請書等関係書類等を添え川口市建設部公園課へご持参ください。

6 申し込み及び問い合わせ先

川口市役所 建設部 公園課 管理係

〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎3階

E-mail 120.07000@city.kawaguchi.saitama.jp

電話 048-242-6337 FAX 048-285-2000

時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

7 応募者の資格

指定期間中、都市公園を管理運営する能力を有し、かつ都市公園の機能を効果的・効率的に管理運営できる法人で、市内の法人とする。

※ただし、次に該当する法人は、応募者となることはできません。

- (1) 民間事業者等又はその代表者が次の税等を滞納したもの。
 - ・ 本市の市税、法人税
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ・ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されているもの。
- (3) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して2年を経過しない民間事業者等であるもの。ただし、その取消し等が民間事業者等の責めに帰すべき事由の場合に限る。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）及びそれらの利益となる活動を行う民間事業者等であるもの。
- (6) 暴力団又は川口市暴力団排除条例第2条（平成24年10月1日条例第52号）に掲げる暴力団員等若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある民間事業者等であるもの。
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしているもの。
- (8) 労働基準監督署から是正勧告を受け、必要な措置の実施について未報告であるもの。
- (9) その他市長が不適当と認めるもの。

8 申請書類等関係書類について

(1) 申請書類

申請しようとするものは、次に掲げる書類もしくは、それに準ずる書類を正1部、副7部（副は複写可）の計8部を提出するものとします。

- 1 指定管理者指定申請書（様式1）
- 2 事業計画書
- 3 収支計画書
- 4 財務の状況を示す書類（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度のもの）
 - ア 事業報告書
 - イ 貸借対照表（過去3年分）
 - ウ 収支計算書（過去3年分）
 - エ 財産目録

オ 財務分析表（様式2）

5 団体及びその代表者に関する書類

ア 定款又は寄附行為、規約、その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

イ 登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内に発行のもの）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税の納税証明書、上下水道料金納入証明書（申請日前3ヶ月以内に発行のもの）

＊未納の税額がないことの証明を要件としており、納税額等の証明は必要ないもの

エ 従業員の服務及び給与に関する規定を記載した書類

オ 労働環境調書（様式3）

カ 会計に関する規則や就業規則

キ 前事業年度の監査に関する報告書

ク 誓約書（様式4）

ケ 市税等納付・納入状況調査同意書（様式5）

（2）申請書類の規格

ア 提出書類の規格は、出来合いのパンフレット等を除きA4版（縦型を原則）とし、A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込むものとします。使用文字は、MS明朝、又はMSゴシックを原則とします。

イ 提出書類の作成にあたっては、文書による表現を基本とし、文書を補足するための表、図等を用いることもできます。

9 応募における留意事項

- （1）申請1団体(グループ)につき、事業計画書の提出は1組とし、複数提案は認めません。
- （2）提出された書類は、明らかな誤りや軽微な修正を除き、その内容の変更は認めません。
- （3）申請書類に虚偽の記載をした場合、募集要項に定める手続きを遵守しない場合は、失格とします。
- （4）募集要項等の公開日以降、説明会等、市が提供する機会を除き、選考委員、川口市職員その他本件関係者に対して、本件提案に関する（質疑を含む）接触を禁止します。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格とします。
- （5）申請書類は、理由の如何を問わず返却不可とします。
- （6）申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- （7）提出された書類は、川口市情報公開条例（平成12年9月27日条例第49号）の対象となり情報公開の請求により、公開されることがあります。
- （8）川口市が必要と認めるときには、追加書類の提出を求める場合があります。
- （9）申請書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。

10 指定管理者の選定方法について

(1) 指定管理者選定方針

指定管理者の候補者の選定は、提出された申請書に基づき手続条例第4条に定める選定基準に照らし、学識経験を有する者で構成する選定及び評価会議等において事前に意見を聴取した上で総合的に審査し、都市公園を最も効果的、効率的に管理することができると認められるものを応募者の中から選定します。

(2) 指定管理者候補者の選定方法

選定にあたっては、「川口市指定管理者候補者選定及び評価会議」（以下「選定及び評価会議」という。）及び専門委員会を設置し、指定管理者の候補者及び第二位の候補者等を選定します。

選定後、指定管理者の指定は、川口市議会の議決を経て、指定管理者として市長が指定します。

なお、指定管理者の候補者が協議により指定の合意に達しなかった場合、また、指定後に取り消しとなった場合については、第二位順位者と協議を行い、その後の議会での議決を経て指定することになります。

また、申請者が1団体であっても選定及び評価会議及び委員会で審査し、指定管理者の候補者としての適否を判断します。審査の結果、最低制限基準に満たない場合は、選定されず、再度公募を行います。

(3) 決定通知の方法及び公表

決定通知は、全ての提案者に書面にて通知します。結果については川口市のホームページ上に公表いたします。

11 選定の基準と審査項目について

選定は手続条例第4条の選定基準に照らし、都市公園の目的役割等を十分に理解し、かつ、公園管理における運営・事業計画・管理・収支全般を5段階（合計100点）の総合点数方式で選考します。

(1) 選定基準

- ア 都市公園を利用しようとするものの平等な利用が確保されるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮されるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う人的及び物的な能力を有するものであること。
- エ 関係法令を遵守し、適正に公の施設の管理運営を行うことができること。

(2) 審査項目

①事業計画全般について

- ・公園の設置目的に合致しており、管理運営にふさわしい理念・運営方針を持っているか。
- ・公園又は同等施設の管理委託業務の実績があるか。
- ・自主事業について、具体的かつ実現可能性の高い提案がされているか。

- ・各公園施設（照明、水道、トイレ、遊具等）の管理保守点検業務が適切に計画されているか。
- ・樹木及び芝生等植物の育成管理については適切に計画されているか。
- ・環境保全や負荷低減への取り組みについて、十分配慮され具体的に提案しているか。
- ・違法駐車、放置自転車、その他の不法行為への対策が示されているか。

②運営について

- ・利用者が平等に受益できるよう、サービスについての応対が具体的に示されているか。また、障がい者等への対応がなされているか。
- ・利用者ニーズの把握について具体的な方法が示されているか。また、利用者ニーズを公園運営に反映させる方法が提案されているか。
- ・苦情、要望、問い合わせに対し、体制は整備されているか。また、連絡先をわかりやすく表示するなどサービス向上の対策が図られているか。
- ・公園内での安全対策が具体的に示されているか。

③管理体制について

- ・緊急時の対応は具体的かつ適切なものになっているか。
- ・防犯、防災対策は適切に示されているか。
- ・職員が適正に配置されているか。また、障がい者雇用について配慮されているか。
- ・管理体制が明確にされているか。
- ・報告、連絡、相談を行うルールが整備され、情報共有が図れるようになっているか。また、管理体制の改善や更正が行えるよう組織の自浄作用が発揮できる体制が整っているか。
- ・職員の研修や業務に必要な資格取得などの計画はされているか。
- ・個人情報保護について、十分配慮され具体的な保護策を提案しているか。

④収支全般について

- ・収支計画は妥当であるか。また、運営管理経費を効率的・効果的に執行し、仕様書の内容が正常に履行されることに加え、より高い水準のサービスの提供を生み出すような計画であるか。

12 指定管理者に係る手続等について

（１）仮協定の締結について

市長は、指定管理者の候補者の選定後、その候補者と仮の協定を締結します。

（２）協定の締結

市長は、議会の議決後、指定期間に関する事項、市が支払うべき管理に要する費用に関する事項、公の施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項、業務の範囲に関する事項、管理の基準に関する事項等について協定を締結します。なお、協定の締結完了までに特別な事情が発生した場合には、協定を締結しない場合があります。

(3) 事務の引継ぎ

指定管理期間開始後、円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、前管理者と業務引継ぎを行い、令和8年3月31日以前に業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された法人等の負担となります。

(4) 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者との間で指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。また、協定の締結完了までに特別な事情が発生した場合には、協定を締結しない場合があります。

13 その他

- ・この要項に記載のない事項については、市との協議によるものとします。